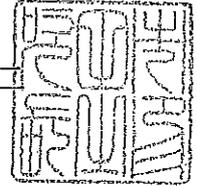


3地放第900-2号
令和3年12月20日
(2021年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後藤 圭二



個人情報の保護について (諮問)

吹田市個人情報保護条例第12条及び第13条の規定に基づき、下記の事項
について諮問します。

記

留守家庭児童育成室運営支援システム導入に係る個人情報の保護について

留守家庭児童育成室運営支援システム導入に伴う新たな電子計算機処理について

<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第 12 条及び第 13 条)</p>
<p>2 対象業務</p>	<p>留守家庭児童育成室運営支援システム導入業務</p>
<p>3 業務の概要</p>	<p>1 目的 各小学校に設置している留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）に対し、運営支援システム（職員管理、児童管理、保護者等との双方向通信、保育計画・運営報告書等作成等の機能を備えたもの。以下「本システム」という。）を導入し、会計年度任用職員管理、児童管理、報告書等の作成、保護者等とのやりとり等を電子化・自動化し、利便性と業務効率の向上を図ります。</p> <p>2 効果 手作業業務のシステム化による業務効率化で業務負担の軽減を図るとともに、育成室利用者の利便性の向上を図ります。</p> <p>3 個人情報の取扱い (個人情報の流れは「留守家庭児童育成室運営システム導入後の業務情報位置図」及び「留守家庭児童育成室運営システム導入後の業務フロー図」のとおり。)</p> <p>(1) ア 「a 職員情報」について 本市が既に保有・運用している「人事給与システム」から職員情報を抽出し、本システムへ格納します。</p> <p>イ 「b 児童情報」について 本市が既に保有・運用している「保育料管理システム」から児童情報を抽出し、本システムへ格納します。</p> <p>(2) 上記(1)で格納した情報を基礎情報とし、「c 現場登録情報」として、本システムへ勤務シフト情報、職員出退勤情報、児童登降室情報、保健情報、お知らせ情報などを登録します。なお、保健情報には配慮を要する既往歴及びアレルギー情報を含みます。また、「d 保護者・育成室職員登録情報」として、本システムへ保護者から欠席連絡や職員</p>

の勤務シフトなどの情報を登録します。

- (3) 上記(1)・(2)の情報をシステムにより集計し、「勤務実績情報」及び「保育利用実績情報」のデータを作成したうえで、「人事給与システム」及び「保育料管理システム」へ連携します。

4 情報セキュリティ対策

(1) システム・ネットワークについて

本システムは、行政専用構築され、インターネットから切り離されたネットワークである総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）上、又は同水準以上のセキュリティが確保されたネットワーク上に設置できることを調達の条件とします。また、本システムを利用する端末は庁内ネットワーク端末に限定し、職員のみが取り扱える条件とし、職員に専用IDを配付し、パスワードによる保護を実施させます。

保護者等との双方向通信については、インターネットを通じて実施しますが、個人情報格納された本システムとの間での直接の通信ではなく、ネットワーク分離された中間サーバに、保護者等とのやりとりに必要な児童情報や連絡情報のみを移して（仲介させて）通信を行います。保護者等には専用IDを配付し、パスワードによる保護を実施させるほか、SSL/TLS相当以上の通信暗号化を条件とすることで、通信の保護を実施します。

(2) システム間連携について

「a 職員情報」については、本市の庁内事務処理系ネットワーク（以下「SAネットワーク」という。）とLGWANが相互に接続していることから、SAネットワーク上にある人事給与システムとLGWAN上に置く本システム間の連携については、ネットワーク上でのデータ送受信により行います。

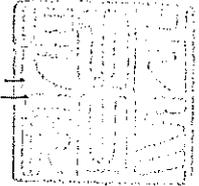
「b 児童情報」については、本市の住基系ネットワーク（以下「SJネットワーク」という。）と他のネットワークが相互に接続をしていないことから、SJネットワーク上にある保育料管理シ

	<p>システムとLGWAN上に置く本システム間の連携については、行政経営部情報政策室内にあるS Jネットワーク上のパソコンとLGWANと相互接続しているSAネットワーク上のパソコン間でファイルを暗号化のうえ、USB等のメディア媒体を介して連携を行います。</p>
4 個人情報の内容	別紙1のとおり
5 審議に諮る理由	<p>システムを導入して、新たに個人情報取扱事務に係る電子計算機処理を行うとともに、実施機関以外のものと電子計算機の結合を行うことから、審議会の意見をいただくものです。</p>
6 今後の予定	令和5年4月1日 稼働予定
7 担当室課	地域教育部 放課後子ども育成室

3 総人第 3312 号
令和 4 年 1 月 13 日
(2022 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後 藤 圭



個人情報の保護について (諮問)

吹田市個人情報保護条例第 12 条及び第 13 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

人事評価システムの導入業務に係る個人情報の保護について

人事評価システムの導入に係る個人情報の保護について

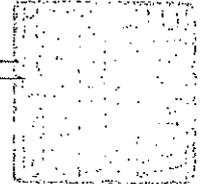
<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第 12 条) 実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限 (吹田市個人情報保護条例第 13 条)</p>
<p>2 対象業務</p>	<p>人事評価システムの導入業務</p>
<p>3 業務の概要</p>	<p>1 目的 現行の人事評価については、エクセルソフトを用いて運用を行っています。その流れとしては、まず、被評価者が勤務評価シートの項目ごとに自己評価を入力し、一次評価者へ当該シートを提出します。次に、一次評価者が被評価者の一次評価を行ったうえで二次評価者に当該シートを提出し、二次評価者が最終評価を行います。最終評価が終わると、所属長は当該シートとともに、所属職員の当該シートの各項目における評価結果について集計し、一覧表を作成のうえ人事室に提出します。 こうした現行の運用においては、人事評価データの受け渡しや管理に注意を要することや、所属ごと及び全庁的な集計作業、評価結果を抽出しての利活用などに多大な事務量が生じることなどが課題となっています。 そこで、人事評価システムを導入することにより、これらの課題を解消し、事務の合理化を図るものです。</p> <p>2 効果 (1) システム化することにより、被評価者・評価者間や評価者間などのエクセルファイルの物理的な受け渡しを解消することができ、データの取扱いに関する安全性の向上が図れます。 (2) 所属ごとの評価結果の集計や進捗状況の確認が容易になるなどの管理事務の省力化を図ることができます。 (3) 評価結果を項目ごとに CSV ファイルで出力が可能になることにより、人事管理への利活用が容易になります。</p> <p>3 個人情報の取扱い (人事評価システムの概要)</p>

	<p>基本的な事務の流れは、現行の運用と同じですが、システム導入後は、被評価者は割り当てられた自身の ID でログインし、自己評価を行い、あらかじめ設定されている一次評価者に自己評価を回送します。一次評価者が評価後、二次評価者に被評価者の評価情報を回送し、二次評価者が最終評価を行います。従来の集計作業は、被評価者毎に各評価項目の点数の一覧を作成し人事室へ提出しています。</p> <p>また、人事室の権限を付与された職員のみが全庁的な情報にアクセスすることができ、必要に応じて評価結果を抽出するなどし、人事管理に評価結果を利活用します。</p> <p>4 情報セキュリティ対策</p> <p>(1) 各職員に ID、PW を発行し、アクセス権限を設定し、不正な使用・閲覧を防止します。</p> <p>(2) 庁外のデータセンター（クラウドサービス）にシステムを構築しますが、行政機関専用の LGWAN ネットワーク内にデータセンターを設置し、専用回線で接続するため、インターネット環境とは分離され、不正アクセスを防止します。</p> <p>(3) ウイルス・不正侵入・盗難・情報漏洩・各種の事故等、内外部からの脅威に対するセキュリティ対策が万全であること。また利用者毎に権限を設定でき、アクセス制御ができること。以上を仕様書に定め、要件を満たした業者を選定します。</p>
4 個人情報の内容	本市職員（会計年度任用職員を除く）の氏名、所属、所属 ID、役職、人事評価の内容、一次評価者氏名、二次評価者氏名
5 審議に諮る理由	人事評価システムを導入することが第 12 条の新たに電子計算機処理を行おうとするときに該当し、また、庁外のデータセンターでデータ管理するため、第 13 条の実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限に該当すると考えられるため、諮問するものです。
6 今後の予定	令和 4 年 7 月 1 日 稼働予定
7 担当室課	総務部人事室

3 総人第 394 号
令和 3 年 12 月 15 日
(2021 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後藤 圭



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第 13 条の規定に基づき、下記の事項について諮問
します。

記

人事給与システムのクラウド化に係る個人情報の保護について

人事給与システムのクラウド化に係る個人情報の保護について

<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限 (吹田市個人情報保護条例第13条)</p>
<p>2 対象業務</p>	<p>人事給与の管理業務</p>
<p>3 業務の概要</p>	<p><目的> 職員の労務管理や給与計算を行う人事給与システムは、市役所庁内にサーバを設置し、当該サーバ内にシステム構築し運用を行っています。今般、当該サーバのOS（オペレーティングシステム）のサポートが令和5年10月に終了するため、サーバOSの更新が必要となります。 一方、政府は、「デジタルガバメント実行計画」を掲げ、当該計画において、地方自治体によるガバメントクラウドの活用を推進しており、また、本市においても第4期情報化推進計画の中でシステムのクラウド化を含めた「内部事務最適化」が示されています。 これらのことを踏まえ、サーバOSの更新時期に併せて人事給与システムをクラウドサーバに移行し運用しようとするものです。なお、人事給与システム自体に変更はなく、現行システムを継続利用するものです。</p> <p><効果> (1) クラウドサーバへの移行により、職員によるサーバ管理業務が不要となり、また、システムトラブルに対しても、システム運用事業者による迅速なリモート対応が可能となることから、職員の負担軽減を図ることができます。 (2) クラウドサーバを設置・管理するデータセンターは地震や停電、水害等の災害に対する備えが施されており、そうした庁外の施設を利用することにより、リスク分散を図ることができ、災害に対する安全性の向上に寄与します。</p> <p><個人情報の取扱い（システムの概要）> 人事給与システムは、勤怠管理、職員申請などを行う「庶務事務管理」と人事管理、給与計算などを行う「人事給与管理」の2つのシステムを統合したシステムです。</p>

	<p>具体的には、「庶務事務管理」で職員からの各種申請を受け、所属長が電子決裁を行います。電子決裁後のデータを「人事給与管理」のデータと連携させることにより、職員の給与計算などを行います。管理する主な事務は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員登録事務 ・各種手当申請及び給与計算事務 ・各種休暇申請事務 ・年末調整関係事務 ・共済、社会保険関係事務 <p>各事務におけるフロー図及び各事務上取扱う個人情報 は別紙1のとおりです。</p> <p><セキュリティ対策></p> <p>(1) クラウド化に伴うセキュリティ対策として、吹田市 SA 環境とデータセンターの間で専用ネットワーク環境を構築するため、これまでどおりインターネット空間から分離しており、不正アクセスを防止できます。</p> <p>(2) クラウドサーバに対する改ざんや情報の漏洩を防ぐため、正当な権限を持つシステム管理者によって、処理や業務プロセス、他のシステム運用担当者の行動などがルールに従ったものであるかどうかを確認できるよう、ログを収集して保存し、定期的に、または必要に応じて参照する証跡管理を24時間体制で実施します。</p> <p>各対策のイメージ図は別紙2のとおりです。</p>
<p>4 個人情報の内容</p>	<p>人事給与システムで取扱う個人情報は次のとおりです。</p> <p>氏名、生年月日、年齢、性別、住所、学歴、前職歴、職員顔写真、休職・休暇歴、出勤簿、時間外勤務時間数、組合情報、互助会情報、住民税、所得税、扶養者、口座情報、通勤方法、各種控除情報、共済標準報酬情報、扶養情報、処分情報、職員親族氏名、病気休暇理由、各種保険料額、障害種別、寡婦種別、配偶者、源泉徴収票、所得、前職給与額、住民税等基礎年金番号、等級・標準報酬月額、社会保</p>

	<p>険番号、雇用保険番号、個人番号（※）</p> <p>※人事給与システムで取り扱う個人番号は、事業者が、法令に基づき、従業員等のマイナンバーを必要な書類に記載して、関係機関（税務署等）に提出する「個人番号関係事務（特定個人情報保護評価の実施義務なし）」に係るものです。</p>
5 審議に諮る理由	<p>吹田市職員の人事給与の管理機能を有する人事給与システムのクラウド化に伴い、個人情報が庁外のデータセンターで管理されます。このことが第13条の実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限に該当すると考えられるため、諮問するものです。</p>
6 今後の予定	<p>令和5年1月 稼働予定</p>
7 担当室課	<p>総務部人事室</p>

3子政第 1142-2 号
令和 3 年 12 月 28 日
(2021 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後 藤 圭 二



個人情報の保護について (諮問)

吹田市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

北千里児童センター入退室管理システム導入に伴う新たな電子計算機処理に係る個人情報の保護について

北千里児童センター入退室管理システム導入に伴う新たな電子計算機処理について

<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第 12 条)</p>
<p>2 対象業務</p>	<p>北千里児童センター入退室管理システム導入業務</p>
<p>3 業務の概要</p>	<p>(1) 目的 北千里小学校跡地に、北千里児童センター、北千里地区公民館及び北千里図書館の 3 施設の複合施設（以下、「まちなかりビング北千里」という。）を建設しており、令和 4 年 11 月に供用開始を予定しています。 市内の各児童センターを利用する際は、児童センターの使用申請手続きが必要であり、これまで、申請に関する処理は紙のみでの運用としていました。まちなかりビング北千里の供用開始後には、北千里児童センターの使用にあたっては、図書館の貸出カードを利用した北千里児童センター入退室管理システムを導入することにより、市民サービスの向上及び業務の効率化を図ります。</p> <p>(2) 効果 北千里児童センターの利用にあたっては、初回のみ「使用証交付申請書」を提出いただくことで、以降の利用の際には、図書館の貸出カードを同センターの使用証とすることにより、利用者の利便性の向上につながります。 また、システムの導入により、利用者数集計等の事務処理の省力化を図ることができ、職員の負担軽減にも寄与します。 (図書館の貸出カードのバーコードデータのみを個人識別 ID として、児童センターでも登録しますが、その他の個人情報（氏名、住所等）と共有するということはありません。)</p> <p>(3) 個人情報の取扱い システムへの入力内容（個人情報）は、システム内に保存されます。システム端末はインターネット環境と分断して運用します。 紙媒体で収集した使用証交付申請書は、同センター事務室内の施錠できるロッカー等で保管します。</p>

	<p>(4) 情報セキュリティ対策</p> <p>ア システム端末はインターネット環境と分断することで、オンラインによる不正アクセスを防ぎます。</p> <p>イ 端末機器は、事務室内に置き、チェーンロックにより持ち出せないようにします。</p> <p>ウ システムにはID、パスワードを設定し、職員以外の起動を防止します。</p> <p>エ 北千里児童センターは指定管理者による運営を予定していますが、吹田市個人情報保護条例その他関係法令を遵守することを協定書等に明記し、指定管理者も実施機関と同様の責務を負うこととし、業務にあたります。</p>
4 個人情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童氏名、生年月日、性別、小学校名又は幼稚園名等、(小学生の場合) 学年 ・保護者氏名、住所、連絡先電話番号 (自宅・携帯) ・緊急時の連絡先【上記住所と異なる場合】(氏名・続柄・住所・電話 (自宅・携帯))
5 審議に諮る理由	<p>入退室管理システムを導入することが、吹田市個人情報保護条例第 12 条第 1 項の新たに電子計算機処理を行おうとするときに該当するため。</p>
6 今後の予定	<p>令和 4 年 10 月頃 稼働予定</p>
7 担当室課	<p>児童部子育て政策室</p>